

LLM を活用した監査役等の監査・監督活動に関する開示分析

山本健人*

矢澤憲一

福岡大学 商学部 経営学科 准教授

青山学院大学 経営学部 経営学科 教授

滋賀大学経済経営研究所 客員研究員

1. 研究の背景と目的

2019 年 1 月、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（以下、2019 年開示府令改正）が公布・施行された。この改正は、2018 年 6 月に金融審議会が公表した『ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—』¹を受けたものである。当該報告書では、財務情報の信頼性確保の評価に資する情報提供の促進が掲げられており、それを受けて 2019 年開示府令改正では、監査が適正に実施されることを確保するための環境、すなわちガバナンスに関する開示が拡充された（例えば、監査役等²の活動状況や監査人の評価、監査報酬の同意理由など）。さらに、有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況等」の中に「監査の状況」が独立した区分として設けられるようになり、監査役等のみならず、監査人や内部監査に関する情報はこの区分へ集約された³。2019 年開示府令改正によって、企業の利害関係者は、監査役等の監査、監督活動に関する情報を詳細かつ効率的に入手できるようになったと言える。

米国では 2014 年より The Center for Audit Quality と Audit Analytics が共同で監査委員会報告書の分析を行っており、分析結果は“Audit Committee Transparency Barometer”として公表されている。一方、わが国では、金融庁が「監査の状況」についての好事例を示しているものの、日本企業全体を対象とした開示実態までは調査されていない。そこで、本論文では、大規模言語モデル（Large Language Models: LLMs）⁴の一つである Open AI 社の GPT-4o を用いて、「監査の状況」におけるテキスト情報から「監査・監督スコア（AOS : Audit Oversight Score）」を算出し、当該スコアの分析を通じて、監査役等による活動に関する開示実態を調査する。

* 連絡先 : k-yamamoto@fukuoka-u.ac.jp

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628/01.pdf（最終閲覧日：2026 年 7 月 4 日）。

² 本論文では、監査役（会）、監査等委員会、監査委員会をまとめて監査役等としている。

³ 2019 年開示府令改正以前は、「コーポレート・ガバナンスの状況等」は「コーポレート・ガバナンスの状況」および「監査報酬の内容等」で構成されており、監査役等の活動に関する情報は両区分で開示されていた。

⁴ LLMs とは、膨大なテキストデータを学習して構築された生成 AI の一つであり、テキスト分類、情報抽出、文章要約、質問応答など、さまざまな自然言語処理が可能なモデルを指す。従来のテキスト分析は、複雑な文脈の理解や膨大な訓練データの必要性が課題とされていた。しかし、LLMs は自然言語による柔軟な指示を通じて、人間のような推論能力を大量の記述情報に適用できる点に優位性がある（de Kok, 2025）。本論文の対象である「監査の状況」には、監査役等の活動内容やその具体性が文章全体の文脈によって表現される記述が多いため、LLMs の利用が適していると判断した。なお、AI を用いた会計研究のレビュー論文には、首藤（2019; 2025）、伊藤・首藤（2024）がある。

本論文の構成は以下のとおりである。2 節では AOS の開発プロセスについて述べる。その後、意図したとおりのスコアリングが行われているか事例を用いて検証する。3 節では、AOS およびそれを構成する 6 つの構成要素のトレンドを分析し、わが国における監査役等の活動に関する開示実態を把握する。4 節では、今後の展望や残された課題について述べ、本論文をまとめる。

2. 監査・監督スコア（AOS : Audit Oversight Score）の開発⁵

2.1 開発プロセス

監査・監督スコア（AOS : Audit Oversight Score）は、監査役等の主体的な活動を評価する活動スコア（AOS_ACT）と、会計監査人との連携を評価する連携スコア（AOS_COORD）の 2 つの構成要素からなる。さらに、各スコアは 3 つの評価項目から構成され、合計 6 項目についてスコアリングを行う。図表 1 は、各評項目のスコアリング基準である。

図表 1. AOS の構成要素およびスコアリング基準

評価項目		スコアリング基準
活動スコア (AOS_ACT)	全般的監査活動 (GEN)	1 点：出席・往査など監査技術の抽象的な列挙のみ。2 点：具体的な監査対象が明記されている。3 点：具体的な監査対象に加え、面談人数等の数値的証拠がある。
	重点監査項目 (PRIO)	1 点：「監査方針に従い監査を実施した」などの定型句のみ。2 点：監査役等が設定した具体的な重点監査項目がある。3 点：具体的な重点監査項目に対する活動が示されている。
	実効性評価 (EFF)	1 点：監査役等の活動を振り返る趣旨の記述がない。2 点：自らの活動の質を評価・分析した事実がある。3 点：実効性評価の事実に加え、次年度の改善が示されている。
連携スコア (AOS_COORD)	会計監査人の評価 (EVAL)	1 点：会計監査人を評価したという事実のみ。2 点：独自の評価基準が明示されている。3 点：会計監査人の評価方法に関する具体的な記述がある。
	監査報酬の同意 (FEE)	1 点：監査報酬に同意した事実のみ。2 点：監査時間・単価の検討といった一般的な検討事項に関する記述がある。3 点：一般的な検討事項に加え、他社報酬水準との比較や体制の能力等の深掘り検討がある。
	会計監査人との連携 (COLL)	1 点：会計監査人との連携の事実のみ。2 点：具体的な連携テーマが明示されている。3 点：連携テーマに加え、回数・時期等の具体的数値の記載がある。

⁵ 開発プロセスに関するより詳細な内容は Yazawa and Yamamoto (2026) を参照。

本論文では、EDINET から取得した有価証券報告書の「監査の状況」（期間：決算日が 2019 年 3 月 31 日から 2025 年 3 月 30 日まで）に対し、図表 2 で示したプロンプトに従ってスコアリングするよう GPT-4o に指示を出すことで、AOS を算出した。なお、各項目のスコアリングでは、判定理由を出力するよう設計した。また、GPT-4o が、「監査の状況」から実質的な監査・監督活動に関する記述を読み込むことができるよう、①監査役等を主体とする記述のみを対象とすること、②能動的な活動のみを評価対象とすること、③具体的根拠を伴わないボイラープレートは低く評価すること、の 3 点を共通ルールとして設定した。

図表 2. プロンプト

```
system_prompt = f"""
あなたは日本の会社法およびコーポレート・ガバナンス報告に精通した実証研究のエキスパートです。
有価証券報告書のテキストから、以下の【抽出ルール】と【詳細な判定基準】に従い、情報を抽出・スコアリングしてください。
なお、現在の分析対象会社の機関設計は「{org_type}」です。

### 【最重要：抽出のフィルタリング・ルール】
1. **主語の限定**：抽出対象は「監査役（会）」「監査等委員（会）」「監査委員（会）」による活動のみです。「内部監査部門（内部監査室）」単独の活動や、「取締役会」全株の決定事項は除外してください。
2. **受動的記述の除外**：監査役等が単に「報告を受けただけ」の受動的な記述は、能動的な監査活動としてカウントしないでください。
3. **定型文（ボイラープレート）の排除**：多くの企業が記載する「監査計画に基づき実施した」「適切に連携している」「適宜意見交換を行った」といった定型的な記述は、具体的な内容が伴わない限り、原則としてスコア1（未記載）として扱ってください。

### 【項目別詳細判定基準（1-3）】

1. general_audit（全般的監査活動）
  - 1：監査役会等の開催回数の記載、または「往査」「出席」といった監査技法の抽象的な列挙のみ。
  - 2：【主語＋対象の特定】監査役等が自ら調査・出席した具体的な対象名がある場合。（例：経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、本店・支店、海外子会社、工場、事業所、取引先等）
  - 3：【主語＋数値的証拠】スコア2に加え、監査役等による「能動的な活動」の具体的な数値がある場合。（例：「〇名の役員と個別に面談」「〇拠点の現地調査を実施」「〇件の現場視察」。※定例会議への出席回数は2点以下とする）

2. priority_items（重点監査項目）
  - 1：**【厳格除外】**「監査方針や監査計画に従い監査を実施した」等の定型句のみの場合。具体的な「重点監査テーマ（項目名）」が明記されていない場合は必ずスコア1。
  - 2：【項目の明示】監査役等が自ら設定した、当期の具体的な「重点監査テーマ」（例：収益認識会計基準の適用、グループバランスの強化、不祥事再発防止、DX投資の妥当性等）が開示されている。
  - 3：【活動の結合】スコア2の重点項目に対し、監査役等が具体的にどう動いたか（例：重点項目Aに関連する〇〇部門へのヒアリングを実施した等）が記述されている。

3. audit_effectiveness（監査役等監査の実効性評価）
  - 1：**【厳格除外】**「実効性評価」という言葉や、自身の活動の質を振り返る趣旨の明示的な記述がない場合は必ずスコア1。「監査の結果を取締役会へ報告した」等の通常業務（義務）は実効性評価ではありません。
  - 2：【自己評価の実施】監査役会（等）が、自らの監査活動の実効性について評価・分析（アンケート、自己評価、意見交換等）を行った事実が「監査役会の実効性評価」等の名称で明記されている。
  - 3：【次年度方針への反映】スコア2に加え、評価結果を踏まえて決定した、次年度の「具体的な改善策」や「具体的な活動方針」がある。

4. cpa_eval（会計監査人の評価）
  - 1：「会計監査人を評価した」という事実のみ。
  - 2：【基準の明示】「監査役会が定めた評価基準に基づき評価した」「再任の妥当性を検討した」等の記述がある。
  - 3：【評価の具体性】具体的な評価項目（品質管理、独立性、専門性、監査報酬等）や、評価のために行った具体的な活動（監査法人への往査、主査へのヒアリング等）の明記がある。

5. fee_consent（監査報酬の同意）
  - 1：同意した事実のみ。
  - 2：【一般的検討】監査役会による一般的検討事項（監査計画の内容、監査時間、報酬単価、報酬推移）の検討に関する記述。
  - 3：【追加的検討】一般的検討に加え、具体的な検討要素（非監査業務の内容、監査体制の能力、他社報酬水準との比較、監査事務所の財務情報等）の検討記述がある。

6. cpa_collab（会計監査人との連携）
  - 1：連携・会合（三様監査等）の事実のみ。
  - 2：【具体的テーマの明示】具体的な連携テーマ（KAM、監査計画、会計方針、内部統制の問題点、不正の発見、監査講評への立会い等）の記述がある。
  - 3：【頻度・時期の具体性】「四半期ごとに〇回開催」「〇月に実施」等の、連携の頻度や時期に関する具体的な数値・時期の記述がある。

【出力JSONフォーマット】
各項目について「score」（1-3の数値）と「reason」（判断根拠の要約）を必ず含めてください。
また、cpa_meetings_count（会計監査人との連携・会合回数）も数値で抽出してください。
"""
```

2.2 GPT-4o によるスコアリング手続きの検証

2019 年 3 月より金融庁は『記述情報の開示の好事例集』（以下、好事例集）⁶を毎年公表している。そこで選出された企業（以下、好事例選出企業）の「監査の状況」は、監査役等の活動に関する開示が特に優れているものと考えられる。本論文では、「監査の状況」の開示内容が具体性や客観性を備えたものである場合に高スコアを付与するようプロンプトを設計した。好事例集選出企業の AOS を確認することで、このような意図に沿ったスコアリングを GPT-4o は行ったのか検証する。

「監査の状況」に関する好事例が収録されるようになったのは 2019 年版の好事例集からである。そこで、2019 年版以降の好事例選出企業（社名は当時のもの）の AOS と、当該企業を除いた同一年のサンプルの AOS に関する基本統計量を示したものが図表 3 である⁷。なお、「監査の状況」が独立した区分となったのは、2019 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書からであるため、本論文では、決算日が 2019 年 3 月 31 日から 2020 年 3 月 30 日までの有価証券報告書を 2019 年とした（2019 年以降も同様の定義）。

図表 3. 好事例選出企業の AOS

Panel A. 2019 年版								
社名		GEN	PRIO	EFF	EVAL	FEE	COLL	AOS
田中建設工業		3	3	1	3	3	3	16
味の素		3	3	3	3	2	3	17
パナソニック		2	1	1	2	2	1	9
リコー		2	2	1	3	2	2	12
三井物産		2	1	1	3	3	3	13
アクシアル リテイリング		3	2	1	3	2	3	14
mean		1.44	1.02	1.00	2.44	2.08	1.23	9.22
2019 年全体		p25	1	1	1	2	1	8
(n=3,584)		p50	1	1	1	3	1	9
		p75	2	1	1	3	1	10

Panel B. 2020 年版								
社名		GEN	PRIO	EFF	EVAL	FEE	COLL	AOS
大和ハウス工業		2	1	1	2	2	2	10
不二製油グループ本社		2	3	1	3	2	2	13
味の素		3	3	1	3	2	3	15
三菱マテリアル		3	3	1	3	3	2	15
明電舎		3	3	1	3	2	3	15
オリンパス		3	3	1	3	2	2	14
リコー		3	3	1	3	2	3	15

⁶ 好事例集は <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>（最終閲覧日：2026 年 6 月 24 日）より入手可能である。

⁷ 各年の基本統計量は、3.1 節における AOS 算出可能サンプル（22,185 企業・年）のうち、図表 3 に掲載しているサンプル（37 企業・年）を除いたデータを用いている。また、好事例選出企業のうちサンプル抽出の段階でデータが欠損していた三菱商事およびロジスティード、金融業に属する三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友トラスト・ホールディングス、第一生命ホールディングス、野村ホールディングス、T&D ホールディングスは図表 3 に含めていない。

三井物産		2	2	2	3	3	3	15
丸井グループ		2	3	1	3	2	1	12
2020 年全体 (n=3,628)	mean	1.89	1.26	1.02	2.49	2.09	1.40	10.15
	p25	2	1	1	2	2	1	9
	p50	2	1	1	3	2	1	10
	p75	2	1	1	3	2	2	11

Panel C. 2021 年版

社名		GEN	PRIO	EFF	EVAL	FEE	COLL	AOS
味の素		3	3	1	3	2	3	15
日清食品ホールディングス		3	3	3	3	3	3	18
ライオン		3	1	2	3	2	3	14
明電舎		3	3	3	3	2	2	16
アルプスアルパイン		3	3	1	3	2	2	14
リコー		3	3	1	3	2	2	14
2021 年全体 (n=3,682)	mean	1.89	1.29	1.03	2.51	2.09	1.48	10.29
	p25	2	1	1	2	2	1	9
	p50	2	1	1	3	2	1	10
	p75	2	1	1	3	2	2	11

Panel D. 2022 年版

社名		GEN	PRIO	EFF	EVAL	FEE	COLL	AOS
不二製油グループ本社		2	3	1	3	2	3	14
味の素		3	3	1	3	2	3	15
日清食品ホールディングス		3	3	3	3	3	3	18
ベルシステム 24 ホールディングス		3	3	3	3	2	3	17
オムロン		3	3	3	2	2	3	16
リコー		3	3	1	3	2	2	14
三井物産		3	2	2	3	3	3	16
2022 年全体 (n=3,721)	mean	1.88	1.32	1.03	2.52	2.09	1.51	10.35
	p25	2	1	1	2	2	1	9
	p50	2	1	1	3	2	1	10
	p75	2	1	1	3	2	2	11

Panel E. 2023 年版

社名		GEN	PRIO	EFF	EVAL	FEE	COLL	AOS
日清食品ホールディングス		3	3	3	3	3	3	18
花王		3	3	3	3	2	3	17
ホシザキ		2	3	1	3	2	3	14
オムロン		3	3	3	2	2	3	16
ソフトバンク		2	2	3	3	2	3	15
2023 年全体 (n=3,769)	mean	1.96	1.41	1.06	2.53	2.09	1.62	10.66
	p25	2	1	1	2	2	1	9
	p50	2	1	1	3	2	1	10
	p75	2	2	1	3	2	2	12

Panel F. 2024 年版

社名		GEN	PRIO	EFF	EVAL	FEE	COLL	AOS
積水ハウス		3	3	3	3	3	3	18

住友ベークライト		3	3	3	3	2	3	17
ベルシステム 24 ホールディングス		3	3	3	3	3	3	18
乾汽船		2	3	1	3	2	3	14
	mean	1.97	1.44	1.07	2.54	2.09	1.64	10.75
2024 年全体	p25	2	1	1	2	2	1	9
(n=3,764)	p50	2	1	1	3	2	1	10
	p75	2	2	1	3	2	2	12

Panel A のパナソニックおよび Panel B の大和ハウス工業を除き、好事例選出企業の AOS は各年の全体平均を上回っている。また、内訳ごとに見てみると、GEN が 37 社中 37 社、PRIO・EVAL が 37 社中 33 社、COLL が 37 社中 35 社において各年の全体平均を上回っている。一方、EFF と FEE については、各年平均を上回る事例が、前者は 37 社中 16 社、後者は 37 社中 8 社となっている。好事例選出企業の AOS およびその構成要素の多くで、同一年の平均と比べ高い傾向が見られることから、概ね本論文の意図したとおりにスコアリングできている。また、AOS の構成要素によって好事例企業のスコア傾向が異なるという結果は、GPT-4o が同じ企業の「監査の状況」を要素ごとに独立的な評価を行ったことを示唆する。

つぎに、AOS の構成要素ごとに、スコアが上昇した企業について、「監査の状況」の開示内容における関連記述の変化を確認する。そのうえで、GPT-4o が当該記述をどのように読解し、いかなる理由にもとづいてどのスコアを算出したのかを、事例を用いて示す。

GEN の事例として、グンゼ株式会社（以下、グンゼ）を取り上げる。グンゼの GEN は、2019 年 3 月期が 1、2020 年 3 月期から 2022 年 3 月期までが 2、2023 年 3 月期が 3 となっており、徐々にスコアを上げている。図表 4 は、GEN が 1 であった 2019 年 3 月期、スコア上昇の転換期となった 2020 年 3 月期および 2023 年 3 月期の関連記述である。

Panel A より、2019 年 3 月期は、「コーポレート・ガバナンスの概要」の参照箇所⁸を示すのみで、監査役による監査・監督活動の具体的な記述は見られない。GPT-4o も、「監査役と内部監査部門の連携状況についての記述はあるが、具体的な監査役の能動的活動や対象の特定がない。」との理由で GEN を 1 としており、実際の記述と整合する⁹。

その後、2020 年 3 月期には、監査役会における審議・検討事項や個々の監査役の活動内容に関する具体的な記述が始まったことが Panel B よりわかる。それに伴い、GPT-4o も、

⁸ Panel A に示されている参照箇所を確認したところ、GEN の算出に関連する記述として、「当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役 2 名を含む監査役 4 名（2019 年 6 月 26 日現在）で構成されております。監査役は、取締役会等の重要会議への出席、当社事業部門・管理部門への往査、国内外の子会社調査等を実施し、経営への監視機能を果たしております。」との記述があった。本論文のスコアリング基準と照らし合わせると GEN は 2 になる可能性がある。参照先が示された場合の対処は、残された課題である。

⁹ 図 1 の Panel A では引用していないが、内部監査部門や監査人との連携に関する区分が「監査の状況」に設けられており、そこでの記述が判定理由に含められていた。

「監査役が取締役会等の重要な会議に出席し、関係会社を含めた重要な事業所を訪問し業務及び財産状況の調査を行っている。」ことを理由に、GENを2としている。

Panel Cより、2023年3月期になると、監査役会における審議・検討事項がより具体的になり、監査役の活動内容についても、常勤・非常勤・社外非常勤ごとに、回数や頻度が記述されるようになっている。GPT-4oは、「監査役等が具体的な活動として、取締役会や重要会議への出席、個別面談、主要事業所への往訪などを行い、具体的な数値（例：取締役会13回、重要会議43回、個別面談11回、主要事業所24単位）¹⁰を伴っている。」とし、GENを3としている。GENに関連する記述の具体性や客観性が増すとともに的確にスコアリングできていることがわかる。

図表 4. 全般的監査活動に関する記述例

Panel A. 2019年3月期（GEN=1）

（監査役監査の状況）

監査役監査の組織及び人員については、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 （1） コーポレート・ガバナンスの概要 2. 企業統治の体制（企業統治体制の概要）」をご参照ください。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役の状況については、（2） 役員の状況（注）4をご参照ください。

Panel B. 2020年3月期（GEN=2）

（監査役会等の活動状況）

監査役会は、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針及び監査計画の策定、会計監査人の選解任又は不再任、会計監査人の報酬に対する同意等の監査役会の決議事項について検討・審議しております。また常勤監査役から監査状況等について報告を受けております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針、業務の分担等に沿って、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて意見を表明しております。また関係会社を含めた重要な事業所を訪問し業務及び財産状況の調査を行っております。

常勤監査役は、監査計画に基づき、経営執行会議等の重要会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、関係会社を含めた事業所訪問による内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証等による経営監視機能を果たしております。また監査役会での他の監査役と情報共有による意思の疎通を図っております。

Panel C. 2023年3月期（GEN=3）

（監査役会等の活動状況）

（1） 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として取締役会開催に先立ち定期的開催されるほか、必要に応じ随時開催され、法令・定款及び監査役会規則の定めるところにより、監査に係る重要事項について報告を受け、協議を行い、または決議をします。

当連結会計年度における主な決議事項や協議・審議事項は、以下の通りです。

決議事項、協議・審議事項	具体的な内容等
第127期監査方針・監査計画の策定	新中期経営計画スタート年度にあたり、特にその基本戦略と根幹をなすサステナブル経営の理念の浸透状況の確認、それらの主旨に沿った企業活動の実施状況及びガバナンスの状況の確認に重点を置くことで、経営計画推進への寄与を図りました。

¹⁰ これらの例示は表中における異なる列の記述を統合したものである。GPT-4oは文章だけでなく、表中に点在する情報を組み合わせて読解する能力も備わっていることを示唆する。

	監査計画においては各業務の分担を定め、組織的・効率的監査体制をとりました。
会計監査人の再任、監査報酬に対する同意、監査計画の検討・審議	現任会計監査人である協立神明監査法人の再任に関しては、同法人の会計監査人としての適格性、監査計画の妥当性、期中監査の執行状況とその適切性等の評価の結果を踏まえ、再任することが妥当と判断しました。
会計監査人の監査報告書受領、検討・審議	監査実施説明の内容及び無限定適正意見が表明された監査報告書内容を審議し、監査の相当性に関する意見形成を行うとともに、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する質疑・検討を行いました。
監査役会監査報告書作成	各監査役作成の報告書に基づき審議の上、監査役会監査報告書を作成しました。
監査役選任議案に対する同意	社外監査役交代にあたり、特に適法性監査機能の維持強化に向け期待される財務・会計、法務の各分野の専門性を踏まえ、新任候補選任議案への同意を行いました。
取締役会付議議案内容の協議	取締役会に先立ち開催される監査役会においては、常勤監査役による取締役会議案内容の説明を受け、協議・意見交換を行っております。

上記以外、監査役会では、常勤監査役より社外監査役等に対し、重要会議出席や主要事業所への往査他による監査活動全般の概要及び監査状況についての報告及び情報共有を実施しております。

（2）監査役の主な活動

監査役の主な活動内容は以下の通りであり、常勤及び非常勤別に実施した主な活動に●又は○印を付しております。

活動内容	回数他	業務分担（●：担当、○：部分担当）		
		常勤	社外非常勤	非常勤
取締役会への出席、意見表明	13 回	●	●	●
社外役員会合（機能部門・事業部門からの取組み報告会）出席、意見交換	9 回	●	●	●
その他重要会議への出席、意見表明（経営執行会議・予算会議・事業グループ長会議・リスクマネジメント等委員会 他）	43 回	●		○
重要な資料（稟議書等決裁資料、重要な契約書）閲覧、検証	随時	●		○
社内取締役との個別面談、意見交換	11 回	●	○	○
執行役員・幹部社員等との個別面談、業務執行状況の聴取、意見交換	93 回	●		○
主要事業所・関係会社への往訪、調査（一部リモート往査含む）	24 単位	●	○	○
内部統制システム整備・運用状況の調査、監視・検証（上記活動も踏まえ）	点検票徴収	●	○	○
子会社監査役との連携（グループ監査役連絡会、個別コミュニケーション）	連絡会 2 回	●	○	○
内部監査部門との連携（監査計画の確認・定期報告受領他ミーティング）	11 回	●	○	●
会計監査人との連携（監査・レビューに関するミーティング 他）	11 回	●	○	○

（出所）グンゼの第 123 期・第 124 期・第 127 期の有価証券報告書より一部抜粋。

PRIO の事例として、株式会社ツムラ（以下、ツムラ）を取り上げる。ツムラの PRIO は、2019 年 3 月期から 2021 年 3 月期まで 1 であり、2022 年 3 月期以降は 3 となっている。図表 5 は、2021 年 3 月期と 2022 年 3 月期の関連記述である。

2021 年 3 月期までは Panel A のように重点監査項目の設定や対応する監査手続についての記述は見られず、GPT-4o も「具体的な重点監査テーマや項目名が明記されていないため、スコア 1 とする。」としている。2022 年 3 月期以降は、Panel B のように重点監査項目および具体的な活動内容が記述されるようになった。なお、Panel A に相当する記述は Panel B の中略においてなされていた。2022 年 3 月期の PRIO の判定理由は、「重点監査項目として『環境変化への対応』『中国グループ会社のリスク管理体制』『会計監査人の監査の相当性』が明示され、それぞれに対する具体的な活動（リモート監査の実施、中国統括会社の確認、会計監査人とのコミュニケーション）が記述されている。」であり、その後も、重点監査項目は年度によって変化していたが、GPT-4o がそれらを的確に識別したことを示唆する記述が判定理由において見られた。

図表 5. 重点監査項目に関する記述例

Panel A. 2021 年 3 月期（PRIO=1）

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、独立社外取締役 2 名を含む監査等委員である取締役 3 名で構成されております。このうち 1 名は、社内の内部統制システムを活用する要として社内事情に精通した常勤の監査等委員です。

常勤の監査等委員は、経営会議、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、経営執行状況の適切な監視に努めるとともに、その内容を監査等委員会に報告しています。

また、監査等委員全員による代表取締役社長 CEO をはじめとする社内取締役との意見交換会を開催し、当社を取り巻く事業環境、全社リスク・課題等の情報交換・認識共有を図っております。その他、監査等委員会は、内部監査部門である監査室との連携等による組織的監査、監査等委員自らが行う執行役員等からの業務執行状況の聴取、子会社の取締役及び監査役等との情報交換、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査します。

なお、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフ（1 名）を内部監査部門である監査室に所属させ、組織監査の機能・連携強化を図っております。

監査等委員会は、月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計 18 回開催（平均所要時間は 75 分程度）し、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

氏 名	開催回数	出席回数
大河内 公一	18 回	18 回
松下 満俊	18 回	18 回
望月 明美	18 回	18 回

常勤監査等委員である大河内公一氏は、中国での勤務経験も含め、主に財務・経理分野について豊富な業務経験を有しております。また、監査等委員である望月明美氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し、豊富な経験と高い見識を有しております。

監査等委員会における主な共有・検討事項は、監査方針・計画、会計監査人の再任、会計監査人の報酬、株主総会の議案内容、監査報告書の作成、監査等委員会の実効性評価※、ホットライン相談状況等です。

※実効性評価

各監査等委員による自己評価の結果を基に、現状分析及び効率性・有効性を高めるための課題等について議論をし、次年度の監査方針・計画等へ反映

Panel B. 2022 年 3 月期（PRIO=3）

① 監査等委員会監査の状況

（中略）

また、重点監査項目及び活動内容等は、次のとおりです。

a 環境変化への対応による監査活動の適正な遂行

当事業年度は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、現地往査が困難となることを見込まれたため、監査の実効性を確保する観点からリモート監査を中心に具体的な方法を検討し、監査を行いました。

内部監査部門や会計監査人との連携強化、コロナ禍における監査の実施状況・結果、課題の共有化を進め、それぞれの監査活動の実効性を確認しました。

b 中国グループ会社のリスク管理体制の構築状況の確認

中国統括会社を中心とした経営体制の構築状況・リスク管理状況を確認するとともに、人財の確保・育成への取組みを確認しました。

また、中国統括会社と内部監査部門との連携強化状況及び 3 線ディフェンスを整備するためのロードマップの検討・作成状況を確認しました。

c 会計監査人の監査の相当性の確認

会計監査人からはグループの連結決算及び会計監査の状況について、四半期・通期に詳細な説明を受けるとともに緊密なコミュニケーションを行いました。

経理部門とも連携し、主要な検討事項を意識した監査を実施し、会計監査人の監査の相当性を確認しました。

（出所）ツムラの第 85 期・第 86 期の有価証券報告書より一部抜粋。

EFF の事例として、旭化成株式会社（以下、旭化成）を取り上げる。旭化成の EFF は、2019 年 3 月期から 2022 年 3 月期まで 1 であり、2023 年 3 月期に 2、2024 年 3 月期に 3 となっており、近年に近づくにつれ急激にスコアを上げた企業である。図表 6 は、2022 年 3 月期、2023 年 3 月期、2024 年 3 月期の関連記述である。

Panel A より 2022 年 3 月期には監査役会や個々の監査役の活動に関する記述は見られるものの、実効性評価に関する記述はない。その後、2023 年 3 月期において、監査役会における決議・同意事項の一つとして初めて実効性評価という記述が登場し（Panel B）、2024 年 3 月期には、実効性評価の実施方法や当年度における取り組み、次年度に向けた課題が具体的に記述されるようになった（Panel C）。2023 年 3 月期における EFF の判定理由は、「監査役会の実効性評価が審議されているが、次年度の具体的な改善策や活動方針の記述はない。」であり、プロンプトどおり実効性評価を実施したという事実のみの記述であるためスコア 2 となっている。一方、2024 年 3 月期は「監査役会の実効性評価を自己評価により実

施し、翌事業年度の監査計画への反映を行っている。」との理由によりスコアは3となっている。

図表 6. 監査役等監査の実効性評価に関する記述例

Panel A. 2022 年 3 月期 (EFF=1)

II 監査役監査の状況		
各監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務状況の調査などを通じ、取締役の職務遂行の監査を行っています。		
当連結会計年度において当社は監査役会を月 1 回程度の頻度で開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。		
役職	氏 名	出席状況（出席率）
常勤監査役	小林 友二（注）1	5/5 回（100%）
	中尾 正文	18/18 回（100%）
	柴田 豊（注）2	13/13 回（100%）
社外監査役	真壁 昭夫	18/18 回（100%）
	伊藤 鉄男	18/18 回（100%）
	望月 明美（注）2	12/13 回（92%）

（注）1 2021 年 6 月 25 日付で退任しています。

2 2021 年 6 月 25 日付で就任しています。

監査役会は、コーポレート・ガバナンスの状況、内部統制システムの整備運用状況、レスポンス・ケアの活動状況、リスク管理の整備運用状況、新中期経営計画の実行状況等を主な検討事項として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、期末には、事業報告、有価証券報告書等、重要書類の確認を行うとともに、取締役の職務遂行が適法になされ、会計監査人が適正な監査を実施していたか、確認を行っています。

また、常勤監査役は主な活動として、取締役会その他重要な会議に出席し、マテリアル・住宅・ヘルスケア各領域担当役員、執行役員、重要な子会社及び関連会社の社長、グループスタッフ部門との定期的なヒアリング等により直接確認を行うとともに、重要な子会社の監査役との連携を密にし、重要と認識する部場については、海外拠点も含め、直接確認を行っています。

Panel B. 2023 年 3 月期 (EFF=2)

II 監査役監査の状況	
(中略)	
(監査役会の活動)	
当事業年度における監査役会の審議項目は、決議・同意事項 19 件、審議・協議事項 19 件、報告事項 1 件でした。その主な内容は、次のとおりです。	
(決議・同意事項 19 件)：常勤監査役選定、監査役報酬、監査計画、会計監査人の報酬、監査役会の実効性評価、取締役会の運営に関する申入れ 等	
(審議・協議事項 19 件)：会計監査人の四半期報告、監査役監査基準改訂、日本公認会計士協会の倫理規則改訂への対応、取締役会議題の意見交換、期末監査関連事項 等	
(報告事項 1 件)：社外取締役との意見交換レビュー	

Panel C. 2024 年 3 月期 (EFF=3)

II 監査役監査の状況	
(中略)	
(監査役会の実効性評価)	

2022年度より、監査活動の実効性を継続的に向上させることを目的に、監査役会の実効性評価を実施しています。当事業年度も監査役会の実効性評価に関する自己評価を実施し、翌事業年度の監査計画への反映、実効性の更なる向上のための施策に繋げるべく討議しました。

＜評価方法、当事業年度の取り組み例、評価結果及び今後に向けての課題認識＞

評価方法：記名式のアンケートを用いた自己評価により実施しました。監査役会運営全般、監査役会と取締役の関係、会計監査人との連携、内部監査部門との連携、三様監査の有効性など、全18の評価項目のアンケートに沿って、各監査役に対し4段階評価及びその理由について意見表明を求めました。

当事業年度の取り組み例：監査役会の運営上の改善策として、取締役会のレビューを目的に取締役会終了後に監査役会を追加で定期開催しました。

評価結果及び今後に向けての課題認識：監査活動について、監査役間でオープンかつ深度ある議論を行い、監査計画に反映し、取締役会等においてフィードバックを行いました。監査役会全体として実効性は確保されているが、会計監査人及び社外取締役との連携をより強化すべきとの意見があったため、これらについては深掘りした議論の機会を増やしていきます。

これらの評価結果を踏まえ、監査役会の取り組みを一層進化させ、当社の企業価値向上に貢献していきます。

（出所）旭化成の第131期・第132期・第133期の有価証券報告書より一部抜粋。

EVALの事例として、王子ホールディングス株式会社（以下、王子HD）を取り上げる。

王子HDのEVALは、2019年3月期が1、2020年3月期から2022年3月期まで2であり、2023年3月期以降は3となっている。図表7は、2019年3月期、2020年3月期および2023年3月期の関連記述である。

Panel AおよびPanel Bより、2019年3月期から2020年3月期にかけて、監査人の評価に関する記述に変化が見られないが、スコアが1から2へと上昇している。2019年3月期のスコア判定理由は、「会計監査人の評価について、監査品質及び独立性等を総合的に勘案したとの記述のみで、具体的な評価基準や活動が明記されていない。」とネガティブな評価を下している一方、2020年3月期に対しては、「監査品質及び独立性等を総合的に勘案し、適正に行われる体制を備えていると判断したと記載されている。」となっている。その後の2021年3月期および2022年3月期の記述もPanel Bと同様であり、EVALは2であった。本論文のプロンプトは、監査人の評価基準が明示されている場合にはスコア2を付与するものであったため、2019年3月期は過小にスコアリングされていたと言える。

2023年3月期になると、監査人の評価項目が具体的に示されるようになったことがPanel Cよりわかる。その結果、「監査役会が監査法人の評価を7項目（品質管理、監査チーム、監査報酬等）について行い、具体的な評価内容が記載されている。」との理由でスコアは3となっており、プロンプトの指示に沿った評価が行われている。

Panel AとPanel Bの比較から、同一の記述に対して異なるスコアが付与される事例が確認された。本論文では、ボイラープレートへの対処を組み込んだプロンプトを用いたもの

の、その効果は必ずしも十分ではなく、ボイラープレートを識別できず、スコアリング結果にばらつきが生じる場合があることが確認された。

図表 7. 会計監査人の評価に関する記述例

Panel A. 2019 年 3 月期 (EVAL=1)

(d) 監査法人の選定方針と理由

監査品質の維持・向上を実現するための体制を構築していること、独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外ネットワークを持つこと等を勘案し、会計監査人の選定の判断をいたします。

また、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

このほか、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

(e) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

PwC あらた有限責任監査法人の監査品質及び独立性等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断しました。

Panel B. 2020 年 3 月期 (EVAL=2)

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査品質の維持・向上を実現するための体制を構築していること、独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外ネットワークを持つこと等を勘案し、会計監査人の選定を判断します。

また、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

このほか、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

PwC あらた有限責任監査法人の監査品質及び独立性等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断しました。

Panel C. 2023 年 3 月期 (EVAL=3)

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査品質の維持・向上を実現するための体制を構築していること、独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外ネットワークを持つこと等を勘案し、会計監査人の選定を判断します。

また、監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

このほか、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

有限責任監査法人トーマツの監査遂行能力を①監査法人の品質管理、②監査チーム、③監査報酬等、④監査役とのコミュニケーション、⑤経営者等との関係、⑥グループ監査、⑦不正リスクの 7 項目について、監査役会が評価し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断しました。

その結果、現会計監査人は当社の会計監査人の選任及び再任の基準を満たしていることから、2023 年度における会計監査人は有限責任監査法人トーマツを再任することに監査役会で同意しました。

（出所）王子 HD の第 95 期・第 96 期・第 99 期の有価証券報告書より一部抜粋。

FEE の事例として、日本ペイントホールディングス株式会社（以下、日本ペイント HD）を取り上げる。日本ペイント HD の FEE は、2019 年 12 月期から 2021 年 12 月期まで 2 であり、2022 年 12 月期以降は 3 となっている。図表 8 は、2021 年 12 月期および 2022 年 12 月期の関連記述である。

Panel A および Panel B より、監査報酬の同意に関する記述には大きな変化は見られない。FEE の判定理由は、2021 年 12 月期が、「監査委員会が監査計画の内容、監査手続・監査体制、監査日数、報酬見積額の算定根拠等を検討した記述がある。」であり、2022 年 12 月期が「監査委員会が定めた同意基準に基づき、監査計画の内容、監査手続・監査体制、監査日数、報酬見積額の算定根拠等を検討したことが記載されている。」となっている。いずれも実際の記述に沿ったものであり、GPT-4o は記述内容を読解できていると考えられる。しかし、類似した記述に対するスコアリングは必ずしも一貫しておらず、判定結果にばらつきが生じていた。この結果は、EVAL と同様に、ボイラープレートの識別、あるいはボイラープレートの影響への対処がなお課題であることを示唆する。

図表 8. 監査報酬の同意に関する記述例

Panel A. 2021 年 12 月期（FEE=2）

（e）監査委員会による監査報酬の同意理由

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を確認のうえ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて監査委員会が定めた「会計監査人の監査報酬に対する同意基準」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、監査手続・監査体制、監査日数、報酬見積額の算定根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第 399 条第 1 項及び第 4 項の同意を行っております。

Panel B. 2022 年 12 月期（FEE=3）

（e）監査委員会による監査報酬の同意理由

監査委員会は、会計監査人の過年度の職務遂行状況、及び日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査委員会が定めた「会計監査人の監査報酬に対する同意基準」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、監査手続・監査体制、監査日数、報酬見積額の算定根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第 399 条第 1 項及び第 4 項の同意を行っております。

（出所）日本ペイント HD の第 196 期・第 197 期の有価証券報告書より一部抜粋。

COLL の事例として、江崎グリコ株式会社（以下、江崎グリコ）を取り上げる。江崎グリコの COLL は、2019 年 12 月期から 2022 年 12 月期まで 1 であり、2023 年 12 月期以降は 3 となっている。図表 9 は、2022 年 12 月期および 2023 年 12 月期の関連記述である。

Panel A より、2022 年 12 月期は監査役と監査人の連携について、「意見交換」「報告聴取」といった実施した事項のみの記述であり、連携内容に関する具体的な記述は見られない。これに対し、GPT-4o は、「会計監査人との意見交換及び報告聴取等の事実のみが記載されており、具体的な連携テーマや頻度に関する記述がないため、スコア 1 とした。」と判定しており、実際の記述を適切に反映したスコアリングとなっている。

一方、2023 年 12 月期以降は、Panel B のように「②監査役会及び会計監査人の相互連携」という区分が新たに設けられ、連携内容やテーマごとの連携時期に関する情報が表形式で具体的に示されるようになった。GPT-4o は 2023 年 12 月期の判定理由を、「具体的な連携テーマ（KAM の検討等）が明記され、四半期ごとのレビュー報告や意見交換の頻度が具体的に記載されている。」としており、表形式の情報を含めた記述情報を的確に読解した上で、プロンプトに沿ったスコアリングを行ったことが確認された。

図表 9. 会計監査人との連携に関する記述例

Panel A. 2022 年 12 月期（COLL=1）

① 監査役監査の状況			
当社の監査役監査の組織は、5 名の監査役（うち社外監査役 3 名）により構成されております。監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査役は取締役会に常時出席している他、常勤監査役は社内の重要会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しております。なお、社外監査役寺本悟氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 当事業年度において、監査役会は 5 回開催しており、各監査役の出席状況は以下のとおりであります。			
役職	氏名		監査役会出席状況（出席率）
常勤監査役	吉田	敏明	5 回中 5 回（100%）
常勤監査役	大貫	明	5 回中 5 回（100%）
社外監査役	岩井	伸太郎	5 回中 5 回（100%）
社外監査役	宮本	又郎	5 回中 5 回（100%）
社外監査役	工藤	稔	5 回中 5 回（100%）
（注）2023 年 3 月 29 日開催の定時株主総会にて社外監査役岩井伸太郎氏が退任し、社外監査役に寺本悟氏が就任しております。 監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、監査報告の作成、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に関する同意等であります。 各監査役の主な活動は、重要会議への出席及び議事録の閲覧、重要な決裁書類等の閲覧、グループ監査室との意見交換及び情報共有、会計監査人との意見交換及び報告聴取等であります。			

Panel B. 2023 年 12 月期（COLL=3）

② 監査役会及び会計監査人の相互連携

監査役会は、会計監査人から監査計画の概要説明や四半期レビュー結果並びに監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計課題について随時情報交換及び意見交換を実施し相互連携を図っております。なお、監査役会は監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）について、会計監査人から定期的に説明及び報告を受け、意見交換を行っております。													
連携内容	概要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
監査計画概要説明	監査計画の説明					●							
四半期レビュー報告	四半期レビューの結果報告					●			●			●	
監査報告書	会社法・金商法監査の結果報告		●	●									
情報交換・意見交換	監査活動の共有やKAMの検討等						●					●	●

（出所）江崎グリコの第118期・第119期の有価証券報告書より一部抜粋。

以上、AOSの構成要素ごとに事例を用いて、開示内容の変化とGPT-4oによるスコアリングを検証した。結果を要約すると、GEN・PRIO・EFF・COLLについては、記述情報の拡充に対してGPT-4oが適切に対応し、プロンプトに沿ったスコアリングが行われていた。一方、EVALおよびFEEについては、GPT-4oが類似した記述を一貫して評価できず、スコアリングにばらつきが生じていた。このことは、ボイラープレート化した記述への対応が現行プロンプトの課題であることを示している。このような課題は残されているものの、AOSの多くの構成要素について、GPT-4oがプロンプトに沿って概ね適切にスコアリングを行っていることが確認された。以上の検証を踏まえ、次節ではAOSを用いて監査役等の活動に関する開示傾向を分析する。

3. AOS の分析

3.1 好事例選出企業における AOS の時系列分析

3.1 節では好事例選出企業を対象として、AOSの構成要素の時系列推移を分析する。これにより、金融庁が時期ごとにどのような開示を重視してきたのかを考察する。

図表10のPanel AはAOS_ACTの構成要素の時系列推移である。Panel AからはPRIOおよびEFFに顕著な変化が見られる。

PRIOは2019年版（平均値：2.000）から2020年版（平均値：2.667）にかけて上昇し、その後も高い水準を維持している。この結果は、金融庁が重点監査項目に関する開示をより重視するようになった可能性を示唆している。実際、2023年版および2024年版の好事例集

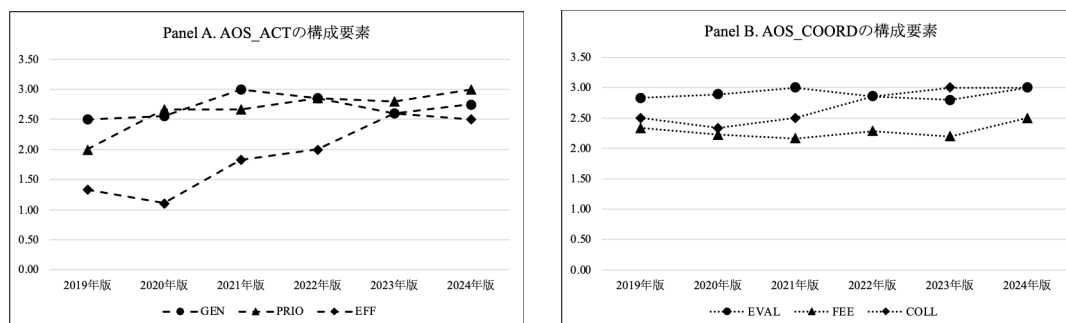
では、重点監査項目について、選定理由や監査役等の認識、実施した具体的な監査・監督活動を関連付け、ストーリー性を備えた開示の有用性が指摘されている。

つぎに、EFFは2019年版では1.333と低い水準であったが、その後は上昇傾向を示し、2024年版では2.500まで上昇している。この結果は、金融庁が監査役等による実効性評価に関する開示を近年重視するようになったことを示唆している。日本監査役協会（2024a）によれば、監査役会等の実効性評価を実施している上場企業は2024年時点で約2割にとどまっており、依然として普及途上にある。そのような状況にもかかわらず、好事例企業ではEFFが継続的に上昇していることから、金融庁は実効性評価を実施していること自体だけでなく、その評価方法や評価結果、さらには評価結果を翌年度の監査活動へどのように反映させるかまでを含めた具体的な開示を高く評価しているものと考えられる。

図表10のPanel Bは、AOS_COORDの構成要素の時系列推移を示している。Panel Bからは、EVALおよびFEEでは大きな変動が見られない一方、COLLは、2020年版（平均値：2.333）から2023年版（平均値：3.000）にかけて上昇していることがわかる。この結果は、金融庁が会計監査人との連携に関する開示を近年より重視するようになったことを示唆している。その背景には、2021年3月期から適用開始となった監査上の主要な検討事項（KAM）の導入がある。2021年版以降の好事例集では、KAMとの関連で監査役等と会計監査人との協議内容や連携状況を具体的に開示した事例が好事例として紹介されている。

以上の結果から、金融庁が好事例として評価する開示内容は時期とともに変化しており、近年では重点監査項目に関するストーリー性のある開示、監査役等の実効性評価、さらにはKAMに関する協議を含む監査人との連携について具体的に説明した開示が重視される傾向にあることがうかがえる。

図表 10. 好事例選出企業のスコア平均値の時系列推移



3.2 全サンプルにおける AOS の時系列分析

日本企業全体の開示実態を調査するにあたり、2019 年 3 月 31 日から 2025 年 3 月 30 日まで決算日を迎えたデータを EDINET で収集したところ、当初サンプルとして 23,226 企業・年が集まった。有価証券報告書において「監査の状況」が独立した区分で開示されるようになったのは、2019 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書からである。そのため、サンプル収集開始時点を 2019 年 3 月 31 日決算日とした。当初サンプルのうち、外国法人（8 企業・年）、金融業（1,019 企業・年）、個別決算（6 企業・年）、AOS 欠損（8 企業・年）、共同監査（29 企業・年）、サンプル分割で用いる変数が取得できないサンプル（363 企業・年）を除外した 21,793 企業・年を用いた分析を行う。

図表 11 は、年および業種ごとのサンプル分布である。Panel A より、特定の年にサンプルが集中している傾向はみられない。Panel B からは、情報・通信業およびサービス業が最も多く、次いで小売業となっている。

図表 11. サンプル分布

Panel A. 年別		Panel B. 業種別		
年	サンプル数	業種	サンプル数	割合
2019 年	3,521	水産・農林業	66	0.30%
2020 年	3,572	鉱業	30	0.14%
2021 年	3,621	建設業	939	4.31%
2022 年	3,672	食料品	715	3.28%
2023 年	3,711	繊維製品	291	1.34%
2024 年	3,696	パルプ・紙	149	0.68%
合計	21,793	化学	1,263	5.80%
		医薬品	430	1.97%
		石油・石炭製品	63	0.29%
		ゴム製品	113	0.52%
		ガラス・土石製品	329	1.51%
		鉄鋼	243	1.12%
		非鉄金属	190	0.87%
		金属製品	538	2.47%
		機械	1,364	6.26%
		電気機器	1,444	6.63%
		輸送用機器	532	2.44%
		精密機器	294	1.35%
		その他製品	680	3.12%
		電気・ガス業	146	0.67%
		陸運業	370	1.70%
		海運業	61	0.28%
		空運業	35	0.16%
		倉庫・運輸関連業	211	0.97%
		情報・通信業	2,992	13.73%
		卸売業	1,860	8.53%
		小売業	1,932	8.87%
		不動産業	753	3.46%
		サービス業	2,990	13.72%
		その他	770	3.53%
		合計	21,793	100%

図表 12 は、AOS およびその構成要素の基本統計量である。AOS の平均値は 10.264 であり、その内訳を見ると、監査役等による活動に関するスコアである AOS_ACT（平均値：4.181）よりも、監査人との連携に関する AOS_COORD（平均値：6.083）の方が高いスコアとなっている。

AOS_ACT および AOS_COORD の構成要素を確認すると、AOS_ACT の中でも GEN（平均値：1.846）と比較し、PRIO（平均値：1.296）や EFF（平均値：1.039）はスコアが低い。一方、AOS_COORD の構成要素では、EVAL（平均値：2.507）や FEE（平均値：2.090）のスコアが高い水準にあるが、COLL（平均値：1.486）は相対的に低い。この結果は、3.1 節で確認した金融庁が近年重視していると考えられる開示項目が、上場企業全体では相対的に低い水準にとどまっていることを示している。

図表 12. 基本統計量

	N	mean	sd	min	p5	p25	p50	p75	p95	max
AOS	21,793	10.264	1.834	6	8	9	10	11	14	18
AOS_ACT	21,793	4.181	1.107	3	3	3	4	5	7	9
AOS_COORD	21,793	6.083	1.095	3	5	5	6	7	8	9
GEN	21,793	1.846	0.608	1	1	1	2	2	3	3
PRIO	21,793	1.296	0.617	1	1	1	1	1	3	3
EFF	21,793	1.039	0.246	1	1	1	1	1	1	3
EVAL	21,793	2.507	0.606	1	1	2	3	3	3	3
FEE	21,793	2.090	0.300	1	2	2	2	2	3	3
COLL	21,793	1.486	0.702	1	1	1	1	2	3	3

以上は分析期間全体の平均的な特徴を示したものである。ここからは、AOS およびその構成要素の時系列推移を分析し、開示実態の変化を確認する。

図表 13 は、スコアの平均値の時系列推移を示したものである。Panel A より、分析期間を通じて AOS は 9.232 から 10.769 へと 1.537 上昇している。この上昇は、AOS_ACT が 3.468 から 4.498 へと 1.030 上昇したことによる影響が大きく、AOS_COORD の上昇幅 0.508（5.764→6.272）を上回っている。

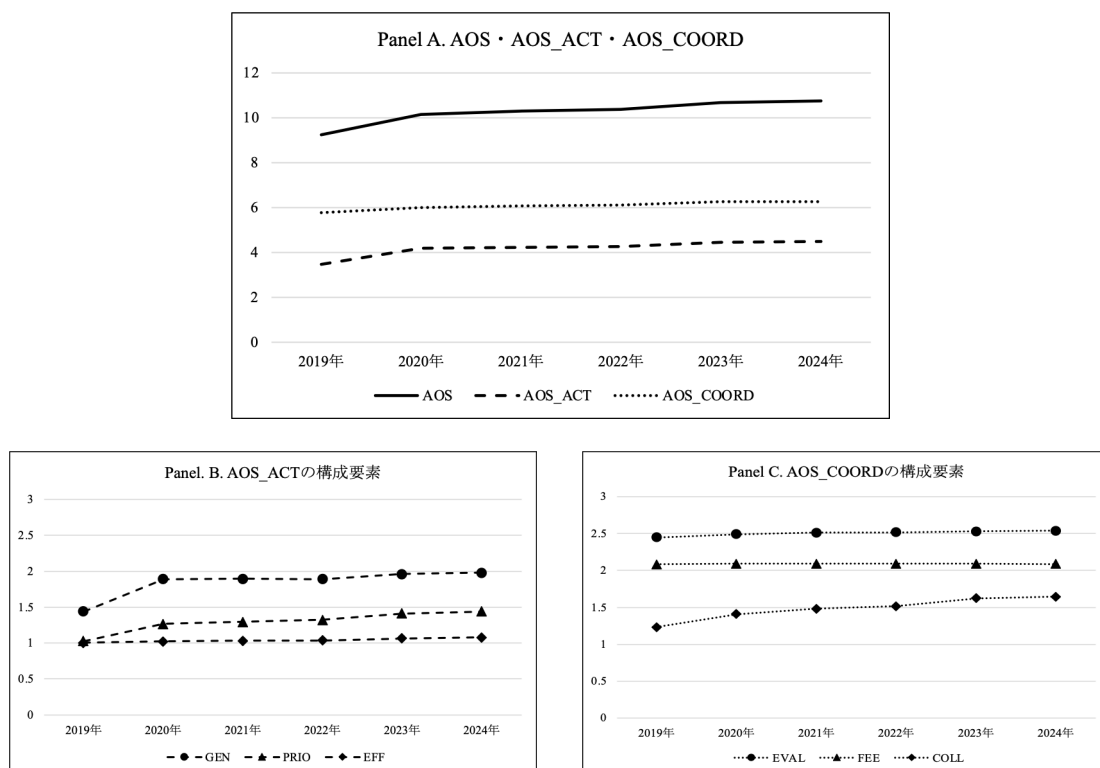
Panel B は、AOS_ACT の構成要素である GEN、PRIO、EFF の推移を示している。GEN および PRIO は分析期間を通じて同程度の上昇が見られるが、その推移には違いがある。GEN は 2019 年から 2020 年にかけて急激に上昇した後、横ばいで推移している。一方、PRIO は徐々に上昇している。GEN の急激な上昇は、監査役等の活動状況に関する詳細な記述が 2020 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度にかかる有価証券報告書から適用開始となったことが影響したものと考えられる。これに対し、PRIO の継続的な上昇は、3.1 節で述べたよ

うに金融庁が公表する好事例集において重点監査項目に関する開示が重視されてきたことを受け、企業が段階的に開示内容を改善させてきたことを示唆する¹¹。

一方、EFF は分析期間を通じて相対的に低い水準にとどまっている。監査役等による実効性評価は任意の取り組みであるが、自らの活動を事後的に評価し、その結果を翌期の監査へ反映させる PDCA サイクルは、監査役等の監査・監督活動の実効性を高める上で重要である。そのため、今後は実態面での取り組みの充実に加え、それらを適切に開示することが期待される。

Panel C では、AOC_COORD の構成要素である EVAL、FEE、COLL の推移を示している。このうち、継続的な上昇が確認できたのは COLL であり、2019 年の 1.233 から 2024 年の 1.644 まで上昇している。監査人との連携に関する開示についても、重点監査項目と同様に金融庁が重視していると考えられる項目であり、好事例集の公表を通じて日本企業全体の開示水準が向上した可能性がある。一方、EVAL および FEE は分析期間を通じてスコアの変化が見られなかった。これらの項目については、事例分析で指摘したボイラープレート化の傾向が反映されている可能性がある。

図表 13. スコアの時系列推移



¹¹ 日本監査役協会（2024b）によると、重点監査項目に関するアンケートに対し、「特に定めていない」と回答した上場企業は、監査役会設置会社 959 社のうち 7 社、監査等委員会設置会社 612 社のうち 7 社、指名委員会等設置会社 34 社のうち 0 社であったとされている。

3.3 サブ・サンプル分析

3.2 節では、監査役等による監査・監督活動の開示（AOS）は分析期間を通じて改善しており、その主な原因は監査役等自身による主体的な活動に関する開示（AOS_ACT）の充実にあること、さらに監査人との連携（COLL）に関する開示についても改善が見られることを示した。3.3 節では、これらの開示改善がどのような企業において顕著に見られるのか明らかにするため、企業規模および監査人規模に着目したサブサンプル分析を行う。

図表 14 は企業規模別¹²、図表 15 は監査人の規模別¹³のスコアの推移である。図表 14 および図表 15 の Panel A より、大企業あるいは大手監査法人の監査を受けている企業（実線）では、他のグループよりも AOS の上昇幅が大きいことがわかる。また、この改善は主として AOS_ACT の上昇によるものであり、その傾向は Panel B および Panel F から読み取ることができる。さらに、GEN および PRIO の上昇幅が大きいことから、全体サンプルで観察された開示改善は、大企業あるいは大手監査法人の監査を受ける企業において顕著であったことがわかる。

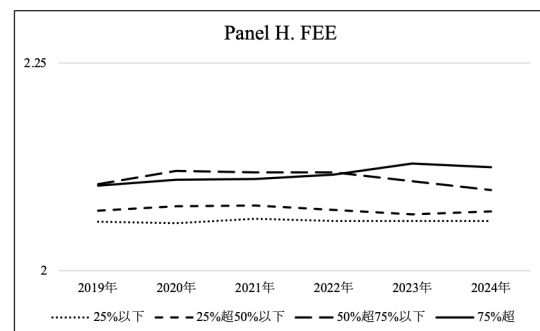
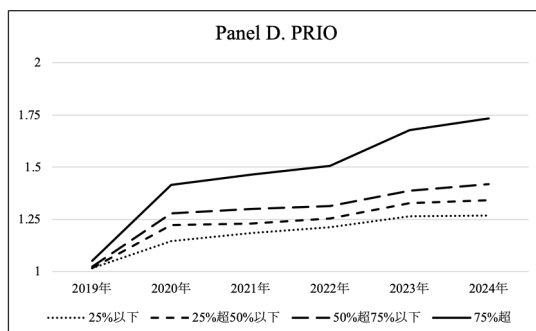
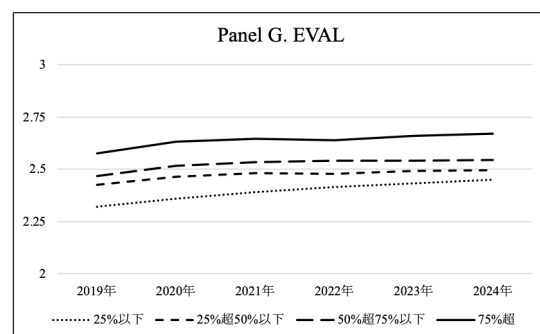
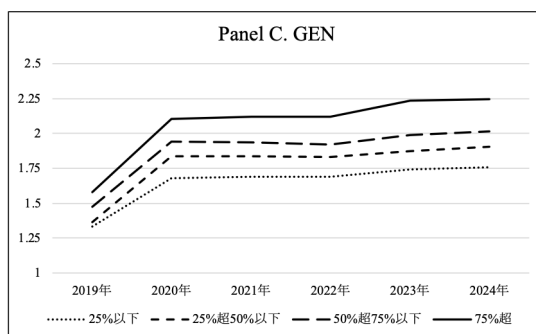
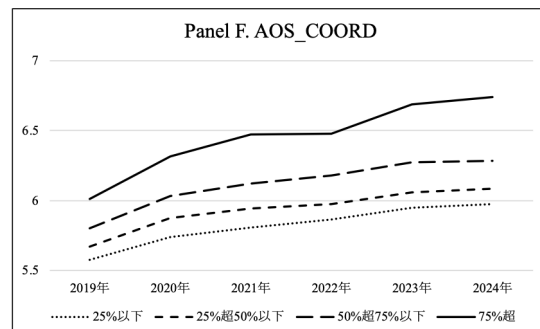
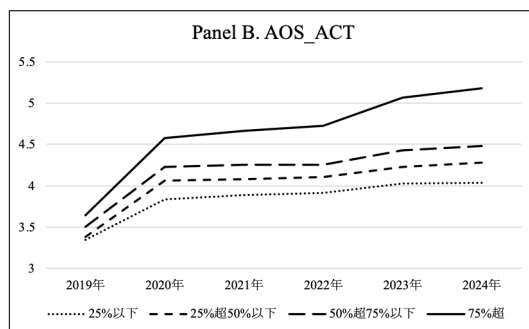
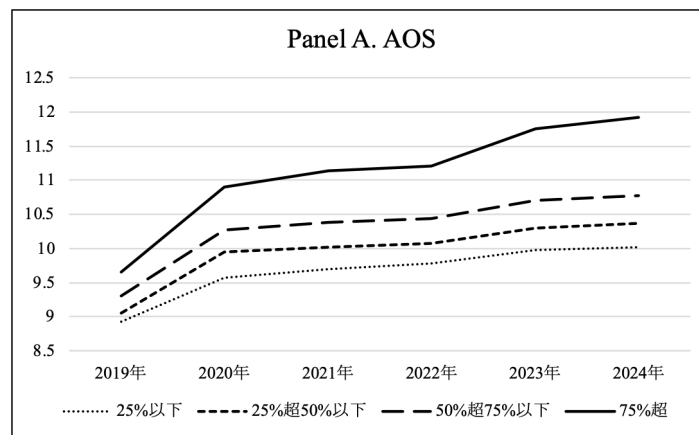
このような結果は、企業規模や監査人規模の違いによって開示改善への対応に差異が生じている可能性を示唆している。企業規模が大きい企業では、投資家をはじめとする利害関係者が多様であり、監査・監督活動に関する情報需要も相対的に高い。そのため、2019 年開示府令改正を契機として、監査役等の活動内容をより具体的に開示するインセンティブが強く働いた可能性がある。

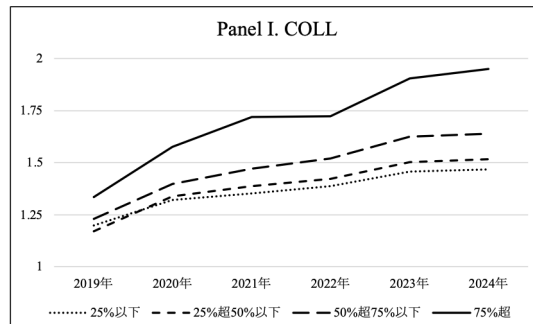
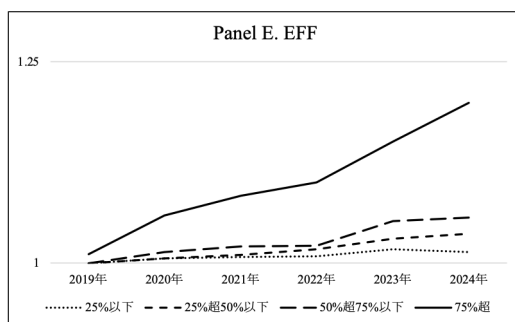
また、大手監査法人の監査を受ける企業では、監査品質やガバナンスに対する市場からの期待が相対的に高く、監査役等による活動や監査人との連携について、より充実した開示が求められている可能性がある。その結果、大手監査法人の監査を受ける企業ほど、「監査の状況」の開示改善が促進したものと考えられる。

¹² 各年で総資産にもとづいてサンプルを四分位に分割し、各四分位に属するサンプルごとにスコアの平均値を算出した。そのうえで、各グループにおけるスコア平均の時系列推移を示した。

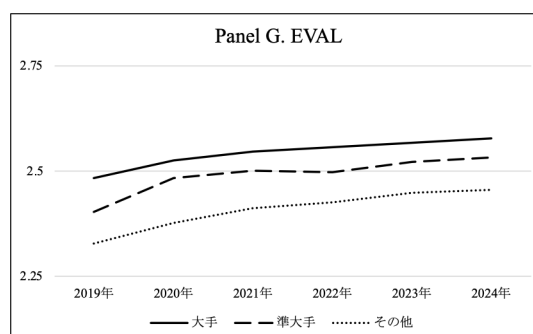
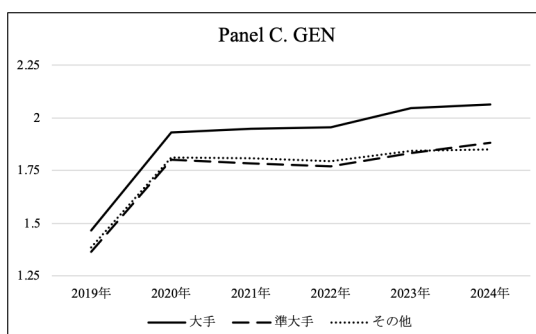
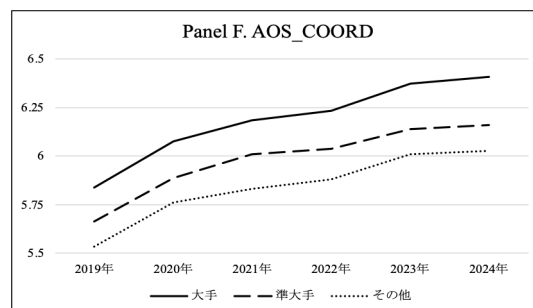
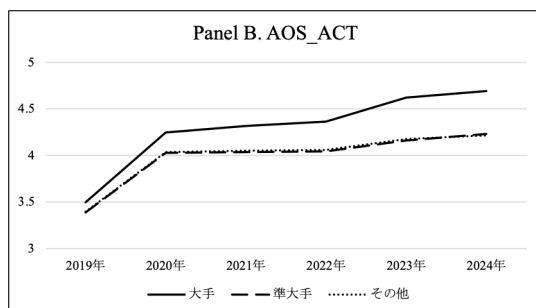
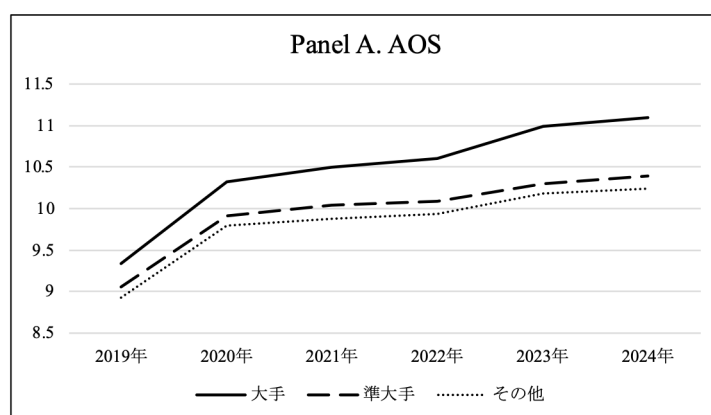
¹³ 大手監査法人とは EY 新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwC Japan 有限責任監査法人（2023 年 12 月 1 日における PwC 京都監査法人との合併以前は PwC あらた有限責任監査法人）を指す。また、準大手監査法人とは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人を指す。

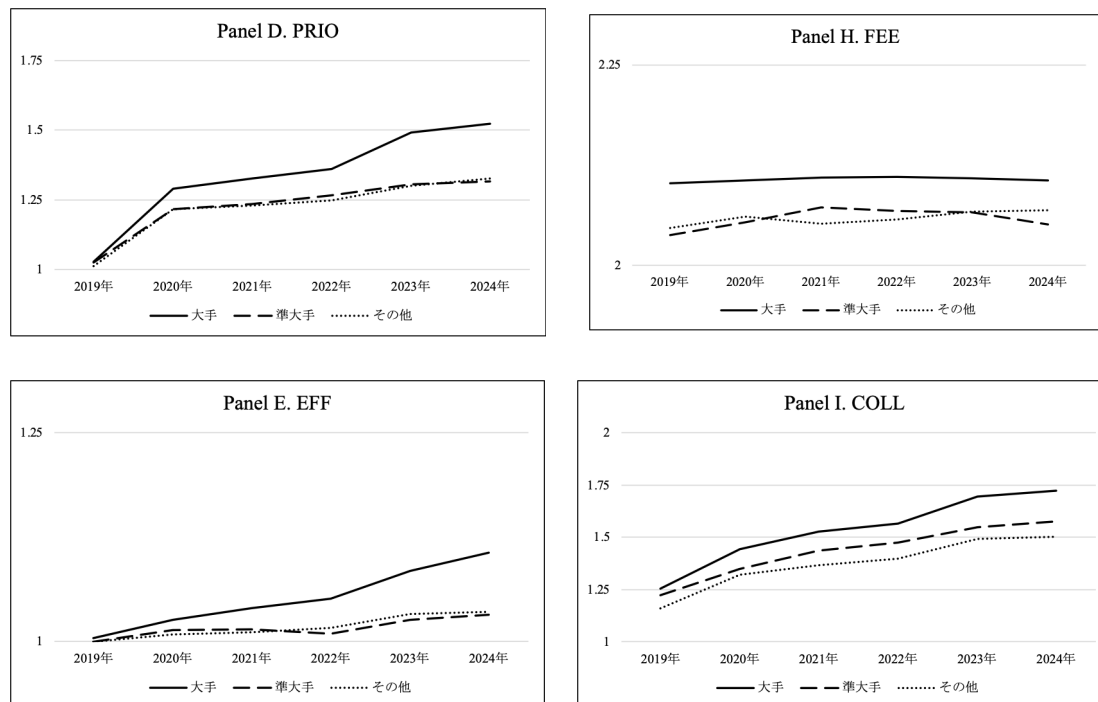
図表 14. 企業規模別の時系列推移





図表 15. 監査人の規模別の時系列推移





4. まとめと今後の展望

本論文では、Open AI 社の GPT-4o を用いて、日本企業の有価証券報告書における「監査の状況」の記述情報をスコアリングし、監査役等の監査・監督活動に関する開示実態を分析した。その結果、AOS の構成要素のうち、重点監査項目（PRIO）、実効性評価（EFF）、監査人との連携（COLL）は、他の項目と比較して開示水準が相対的に低いことが明らかとなった。ただし、時系列推移を見ると、PRIO および COLL については開示水準が向上していることが確認され、企業が重点監査項目や監査人との連携に関する記述を段階的に充実させてきたことが示唆された。この背景には、2019 年以降に金融庁が公表している好事例集が、企業の開示実務に一定の影響を及ぼした可能性がある。一方、EFF については分析期間を通じて顕著な改善傾向は見られず、監査役等による実効性評価は、実態面・開示面の双方において、十分に浸透していない可能性が示された。また、企業規模別・監査人規模別の分析では、大企業および大手監査法人の監査を受ける企業ほど開示改善が顕著であり、制度改革や金融庁による好事例の公表への対応には企業属性による差異が存在することが示唆された。以上の結果は、「監査の状況」の開示が一様に充実したのではなく、重点監査項目や監査人との連携など金融庁が重視してきた項目を中心に段階的な改善が進み、その程度は企業属性によっても異なることを示している。

本論文の結果は、今後の「監査の状況」の開示実務に対して示唆を与える。特に実効性評価については、実施企業が限定的である現状を踏まえると、監査役等による実効性評価の実施を含めた PDCA サイクルの構築と、その内容に関する開示の充実が求められる。また、重点監査項目や監査人との連携についても、単に実施した事項を列挙するだけでなく、監査役等がどのような問題意識のもとで重点項目を設定したのか、会計監査人とどのような論点について協議し、それらが監査・監督活動にどのように反映されたのかを具体的に説明することで、「監査の状況」の情報価値はさらに高まるものと考えられる。

本論文は、企業および規制当局に対して実務的な貢献が期待される。企業に対しては、AOS を用いることで自社の開示水準を定量的に評価するとともに、同業他社との比較を通じて改善点を把握することが可能となる。また、金融庁が重視する開示項目と自社の開示内容とのギャップを客観的に把握し、今後の開示改善に役立てることも期待される。規制当局、特に金融庁に対しては、「監査の状況」に関する開示の好事例を選定する際の客観的な評価指標として活用されることが期待される。

AOS は、「監査の状況」の開示内容にもとづいて算出されるため、監査・監督活動が実施されていても開示されていない場合には評価できず、また、開示方法の違い（例えば、参照開示やボイラープレート化した記述）によってスコアが影響を受ける可能性がある。このように AOS は監査役等による監査・監督活動そのものを直接評価するものではなく、開示情報にもとづく尺度であるという限界を有する。

しかし、そのような限界を踏まえても、AOS は監査役等による監査・監督活動に関する新たな定量指標として、決定要因や経済的帰結を検証する実証研究への応用が期待される。実際に、米国では監査委員会報告書の記述情報を用いた実証研究が蓄積されている

（Sahyoun and Magnan 2020;2022; Bratten et al. 2022; Akamah and Asante-Appiah 2025; Draeger et al. 2026）。一方、わが国では、社外監査役の監査役会・取締役会への出席率（浅野 2016a）や、監査役会の開催頻度（浅野 2016b）を用いた研究は見られるものの、「監査の状況」の記述情報を利用した研究はほとんど行われていない。AOS は、このような研究上のギャップを埋める測定基盤を提供するものである。

本論文では、「監査の状況」の開示実態に焦点を当てた。一方、別稿（Yazawa and Yamamoto 2026）では、AOS を用いた経済的帰結について検証を行っている。本論文および別稿は補完関係にあり、「監査の状況」の記述情報を用いた新たな実証研究の枠組みを提供するものである。今後、この枠組みにもとづく知見の蓄積が進むことが期待される。

参考文献

- Akamah, H., and Asante-Appiah, B. 2025. Are audit committee disclosures of auditor reappointment factors legitimacy enhancing? *Auditing: A Journal of Practice & Theory* (forthcoming): 1-33.
- Bratten, B., Causholli, M., and Sulcaj, V. 2022. Overseeing the external audit function: Evidence from audit committees' reported activities. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 41(4): 1-31.
- de Kok, T. 2025. ChatGPT for textual analysis? How to use generative LLMs in accounting research. *Management Science* 71(9): 7888-7906.
- Draeger, M. A., Lawson, B. P., and Schmidt, J. J. 2026. Do audit committees manage legitimacy through increased voluntary reporting? Evidence from a large-scale textual analysis. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* (forthcoming): 1-26.
- Sahyoun, N., and Magnan, M. 2020. The association between voluntary disclosure in audit committee reports and banks' earnings management. *Managerial Auditing Journal* 35(6): 795-817.
- Sahyoun, N., and Magnan, M. 2022. Banks' voluntary disclosure in the audit committee reports, cost of equity and the mediating role of financial analysts. *International Journal of Auditing* 26(4): 494-514.
- Yazawa, K., and Yamamoto, K. 2026. Measuring audit oversight activities with large language models: Evidence from Japan. *Working Paper*. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=7311259>
- 浅野信博. 2016a. 「財務報告の品質は社外監査役の出席率に左右されるのか」 『経営研究』 66(4): 225-233.
- 浅野信博. 2016b. 「監査役会の開催頻度の決定要因を探る」 『経営研究』 67(2): 59-74.
- 伊藤広大・首藤昭信. 2024. 「生成 AI と会計学研究」 『會計』 206(3): 38-51.
- 首藤昭信. 2019. 「AI が会計学研究に与える影響」 『會計』 195(2): 15-29.
- 首藤昭信. 2025. 「AI の発展と会計学研究」 『経営財務研究』 45: 62-71.
- 日本監査役協会. 2024a. 「「監査役等の実効性評価」の実施と開示の状況」 <https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2024/12/e11_20241217_zenpen.pdf> (最終閲覧日: 2026 年 7 月 18 日)
- 日本監査役協会. 2024b. 「2024 年監査役制度の運用実態調査 第 25 回定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査 集計結果」 <https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2024/12/e11_20241217_zenpen.pdf> (最終閲覧日: 2026 年 7 月 18 日)